

Rivalry of Traditional Bankers and New Joint-Stock Banks in the Middle of the 19th Century in England and Wales: For a Step of Analysis of 'Banking Elites'.

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/36850

19世紀中頃(1820～70年代)のイギリスにおける 伝統的なバンカーと株式銀行の競合

——「銀行エリート」分析の一階梯として——

中 島 健 二

はじめに

筆者は、金融業者の像を、彼らを取りまく社会的な環境との関わりの中から描き出すことに関心をもつものである。かつてこのような関心から、いくつかの論文を通じて、中世ヨーロッパのユダヤ人金融業者の姿を、彼らを取りまくキリスト教の聖職者、世俗の政治的権力者、一般のキリスト教信者とのつながりのなかで描き出そうとしたことがある。現在は、19世紀中頃から20世紀初めのイギリスにおける金融業者の姿を、イギリス政府とその政策立案への関わりや彼らに対する国民のイメージの分析などを通して、浮き彫りにするという研究に取り組んでいる。とくに、経済に関連した諸政策の形成と推進や国民との間の信頼関係の醸成などに成功した金融業者のグループが、イギリスの社会において強い指導力を発揮していたのではないかという仮説を念頭に置きながら、これまで研究してきた。もしそうしたグループがいたとすると、それはきわめて不安定な立場に措かれた中世ヨーロッパのユダヤ人金融業者の対極に位置する近代イギリスの強力なエリート金融集団であったということができる。しかし、土地貴族と融合していった一部の金融業者といえども、そのような指導力を存分に発揮していたとは考えにくいというのが今のところの結論である。とはいえ、イギリスの金融業者は総じて自由主義的な経済諸政策の形成に少なからぬ影響を及ぼしていたのであり、そうした国内的基盤の安定性ゆえに、帝国主義時代にあっても、ドイツやフラン

スの同業者のように国家の帝国主義政策に束縛されることなく、帝国内外にわたる柔軟な貿易と投資のネットワークをつくり、それを自在に活用することができた。

さて、このように議論の射程を広く、長く設定したうえで、この論文とそれに続く論文では、とりあえずテーマを大きく限定した論考を行う。すなわち、前編と後編に分かれるこの論文では、19世紀中頃(1820～70年代)のイギリス(イングランドおよびウェールズ)における伝統的なバンカーと新興勢力である株式銀行との競合の過程を描く。それを受けて、次の論文では、19世紀末から20世紀初め(1880年代～1910年代)にかけてのイギリスの銀行エリートの構造を明らかにすることを試みる。しかも、これら2つの論文では、視野をイギリスにおけるバンカー間の諸関係に限定する。バンカー間の諸関係に視野を限定することと、この論文のテーマを「19世紀中頃の伝統的なバンカーと株式銀行との競合」に設定し、次の論文のテーマを「19世紀末から20世紀初めにかけての銀行エリートの構造」に設定することとの間には、次のような関係がある。

銀行エリートをバンカーと国民との関係から生成されるものとしてではなく、バンカー間の諸関係から生成されるものであるとして、問題の枠組みを狭く設定すると、当時のイギリスの金融政策の策定に直接関わることができたバンカーのサークルを銀行エリートとして定義するのは、まずは妥当なところであろう。しかし、19世紀中頃はもとより、19世紀末から20世紀初めにおいてすら、そもそも金融政策の中核であるべきイングランド銀行の中央銀行としての性格は定まっていなかった。イギリスの金融政策に関わるバンカーという定義に照らして、銀行エリートを論じるというアプローチは、19世紀をさかのぼればさかのぼるほど、なおさら有効ではなくなる。そこでまず着目したいのは、19世紀中頃という時代が、伝統と格式を誇るプライベート・バンカーが高い社会的な地位を得ていた時代であったということである。そのようなプライベート・バンカーの間に、19世紀中頃に、株式銀行が新興勢力として割り込んできたのである。そして、1820～70年代に両者がともに商業銀行として競合し、しだいにプライベート・バンクが株式銀行に押されていく間に、イングランド銀行の金融政策が不十分ながらも重要性を身につ

けていった。こうして、19世紀末から20世紀初めにかけての銀行エリートの構造というテーマが明確な形をともなって浮かび上がってくるのである。

19世紀初めのイングランドとウェールズでは、イングランド銀行をのぞいて、6人以下の規模のパートナーの資本で設立される合名会社のプライベート・バンクが銀行の通常の形態であった。このようなプライベート・バンクの無限責任を有するパートナーをプライベート・バンカーという。プライベート・バンクの株式は未公開であり、バランス・シートも公表されなかった。この論文では、このようなプライベート・バンカーのなかでも、長らく地方のプライベート・バンカーとの緊密なネットワークを築きあげることによって、イギリス金融の中枢として発展したロンドンを地盤とするプライベート・バンカーに着目する。なお、国内の商業銀行として分類されるこのようなプライベート・バンカーの他にも、たとえば外国貿易手形の引受や外国証券市場の取引にたずさわっていたマーチャント・バンクも、会社の形態としては無限責任を有するパートナーシップ(合名会社)に属する。しかし、この論文では、商業銀行のプライベート・バンクとそうではないマーチャント・バンクとを区別して、それぞれプライベート・バンク、マーチャント・バンクと呼び慣わすこととする。

無限責任のパートナーシップであるプライベート・バンクに対して、株式銀行は1820年代に、とりわけ地方の経営不安定な小規模のプライベート・バンクに取って代わることを期待されて、まず無限責任の株式会社として出発した。その後、株式銀行は期待された成果を実際にあげ、急成長を遂げながら、1850～60年代に有限責任の株式会社への移行を認められた。しかし、それだけに株式銀行は発足当初から、地方およびロンドンのプライベート・バンカーの激しい反発を受けた。また、株式銀行は規模を拡大するなかで、資金運用において投機を助長しているとして、これらの伝統的なバンカーたちからしばしば非難されもした。実際に、株式銀行のなかには投機的な資金運用が原因で破綻に見舞われたものもあり、とくに1878年の銀行危機は深刻な様相を呈した。

19世紀中頃(1820～70年代)とは、そのような時代であった。しかし、そもそも株式銀行というのは法人であり、個々のバンカーの集合体ではない。そ

のような株式銀行の成長は、個々のバンカーを支えてきた伝統という価値観そのものを崩す可能性を秘めている。そして、それは1880～1890年代には現実のものとなろうとしていた。株式銀行とプライベート・バンカーはいまやバランス・シートを公表し、その優劣をめぐって、実力で競い合い、顧客を獲得する時代になろうとしていた。この頃には、伝統や家格がなくても、バンカー（というより法人としての銀行）が顧客から高い信頼を得ることが十分に可能となった。そして、その分だけ、プライベート・バンカーの立場は脆弱化していった。それではその後、プライベート・バンカーと株式銀行との力関係はどうなっていったのか。19世紀末からの新しい局面（1880～1910年代）については、次の論文で論じることとして、ここでは以下、若干の言及にとどめておく。

19世紀末から20世紀初めにかけて、イギリスの株式銀行はそれまで以上に成長を加速していったにもかかわらず、実は銀行業界の内部において銀行エリートとは見なされることはなかった。上述したように、ここで銀行エリートとは、バンカーとしての実力を一定の枠組としながらも、金融システムの中核としての存在感をしだいに高めつつあったイングランド銀行の政策に関与することができたバンカーと定義する。たしかに、19世紀中頃のような伝統的な要素は後退しつつあったから、銀行エリートとしての地位を得る機会が法人である株式銀行の経営陣に近づいてはいた。しかし、バンカーとしての実力が高ければ高いほど、つまり資金量や支店数が多ければ多いほど、銀行エリートになることができるというわけでもなかった。この論文でも、第Ⅱ～Ⅲ節で、株式銀行とイングランド銀行との競合関係を指摘するが³、この関係はその後も続いた。そうしたなかで、一方のイングランド銀行が銀行政策の中核を担う存在となっていたために、他方の株式銀行はいきおい銀行エリートのサークルから排除されていったのである。その結果、銀行エリートと言っているのは、19世紀中頃の伝統的なバンカーであった一部の有力なマーチャント・バンカーとプライベート・バンカーにとどまった（プライベート・バンクは全体としては凋落しつつあった）。しかも、伝統的な要素は後退したにもかかわらず、それは完全に消失したわけでもなかった。19世紀末から20世紀初めという時代、イングランド銀行を中心とする銀行サークルに参

加し、金融政策の決定に関与することができたのはこのようなバンカーであり、株式銀行ではなかった。

以下、第Ⅰ節では、イングランド銀行以外の株式銀行がいまだ存在していなかった18世紀末から19世紀初めにかけて、ロンドンのプライベート・バンカーが地方の同業者と密接な取引関係を構築しながら、全国的な信用のネットワークの中核として、経営規模を拡大していったこと、当時頻発した金融危機の主たる原因として厳しく批判された地方のプライベート・バンカーよりも長い伝統を誇る老舗であり、おおむね高い社会的地位をもつ者たちであったことを論じる。

第Ⅱ節では、1820～40年代という株式銀行の草創期において、ロンドンのプライベート・バンカーが株式銀行の出現を警戒し、激しい敵対心を燃やしていたことを明らかにする。しかし、ロンドンのプライベート・バンカーの地位はイギリスの銀行システムにおいてもはや特別なものではなくなり、それはしだいに株式銀行によって脅かされるようになった。とはいえ、株式銀行はプライベート・バンクと異なる銀行業の原理や安定的な経営手法を確立するにはいたっていなかった。

[以下、後編] 第Ⅲ節では、1850～70年代という株式銀行の発展期において、ロンドンのプライベート・バンクが株式銀行に合併・買収されるようになった過程を追う。しかし、プライベート・バンクの没落が時間の問題となろうとしていたにもかかわらず、株式銀行は依然として金融市場を不安定化する存在として、不信の目で見られつづけた。その分だけ、ロンドンの有力なプライベート・バンクのパートナーたちは株式銀行に対抗しながら、その声望を保ちつづけることができた。

最後に、第Ⅳ節では、19世紀中頃のイギリスの伝統的なバンカーとして、ロンドンの有力なプライベート・バンカーのほかに、その頃までにイギリス社会に定着し、受け入れられていったシティの有力なマーチャント・バンカーがいたことを確認する。マーチャント・バンカーの多くは外国に出自をもっていたのであるが、その古参のなかには、相当に高い社会的地位を獲得するものもあった。

I. 18世紀末から19世紀初めにかけてのプライベート・バンカー

プライベート・バンカーは顧客に預金勘定を開き、他方で貸付を行った。また、彼らは銀行券の発行業務も行った。貸付は第一に、手形割引による短期貸付であり、第二に、当座貸越やローンによる長期貸付であった。プライベート・バンカーはそのほかにも、証券市場を通じて、株式・債券の投資を行った。

それでは、このようなプライベート・バンクと一般の企業とはどのような関係にあったのか。19世紀初めに株式銀行が登場するまでは、利潤の再投資などの企業による自己資本の創出分をのぞくと、プライベート・バンクが産業界に対する資金供給の中心的存在であった。そして、系列関係(プライベート・バンカーが企業の経営者となったり、企業に資本参加したりしたケース、その反対に産業資本の一部が銀行業として外部化されていったケース)にもとづく長期資本の供給[Crouzet, 192]をのぞくと、プライベート・バンクが供給したのは、おもに手形割引などによる短期資金であった。ただし、銀行のなかには、系列関係のない企業に対しても、当座貸越のロール・オーバーやローンなど、実質的に長期貸付を行うものもあった[Best and Humphries, 226-228]。

企業のなかでも、およそ18世紀後半に始まる近代的な機械制工業を担う企業は、ロンドンではなく、地方で勃興した。そこで、以下しばらく、18世紀後半に地方のプライベート・バンクが急増した状況に注目する。ロンドンのプライベート・バンクについてはその後に論じる。18世紀中頃、ロンドン以外のイングランドとウェールズには、正確な数は把握されていないが³、ほんの一握りのプライベート・バンクしかなかったことがわかっている(ピューリタン革命後の内乱期にロンドンの金匠銀行への送金の便宜を図ることから出発したノッティンガムのトマス・スミスなどはその一例である。Leighton-Boyce, 7-15)。それが18世紀後半になると、地方のプライベート・バンクの数は急増し、1784年に119行(イングランドのみ。ロンドンのぞく)を数えたのち、1793年にその数は2倍以上の280となった[Pressnell, 6]。この時代に地方のプライベート・バンクが急増した主要因の一つとして考えられるのが、工業の大規模化と生産増にともなう支払手段の慢性的な不足傾向である。18

世紀末の地方では、一般に銀行券も現金通貨も不足していた。このような状況に対応しようとして、工場経営者、商人、流通業者などのなかからプライベート・バンキングを営むものが急激に増えていったのである。彼らの多くは、預金口座を有する顧客(さらには銀行のパートナー自身)に対する手形割引やローンにあたって、自らの銀行券を発行した。

イギリスは1793年にフランスとの大がかりな戦争に突入した。戦争は政府支出の増大、ヨーロッパ大陸への正貨流出の増大、さらにはイングランド銀行の正貨保有量の減少という事態を引き起こした。そこで、1797年に銀行制限法(Bank Regulation Act)が施行され、イングランド銀行は正貨による同銀行券の兌換の停止措置をとった。地方の銀行もイングランド銀行にしたがうこととなった[Morgan, 24]。さらに、地方のプライベート・バンクには、1775年以来制限されていた1ポンド以下の小額銀行券の発行が議会によって承認された[Nevin and Davis, 41]。しかし、こうした状況のもとでは、地方のプライベート・バンキングの事業者数の増大と彼らによる銀行券の増発を制御することはいっそう困難になっていった¹⁾。

のちにナショナル・プロヴィンシャル銀行(National Provincial Bank)を設立するトマス・ジョプリン(Thomas Joplin)の1822年の証言によると、1799年～1818年の20年間で230もの地方のプライベート・バンクが倒産した。「それはどのように見ても、通常のビジネスの平均的な倒産数をはるかに超えている」[Wither, 3]。ところが、このような倒産数の増大にもかかわらず、この間も地方のプライベート・バンクの数は着実に純増し、その数は1798年の312から1802年に398、1810年に783に達した。この頃の地方銀行券の流通高は3,000万ポンドに達していたと推計されている。もしそうであるとすると、それはイングランド銀行券の流通高(1797年の平均1,040万ポンドから1810年の平均2,290万ポンドに増加)を超過していたことになる[峰本, 9, 15]。その途中の1808年には、銀行の増殖を抑制するために、銀行券の発行が許認可制となり、発券には印紙税が課せられるようになった[Nevin and Davis, 43]。しかし、その抑止効果は十分ではなかった。ようやく1815年に戦争が終結し、銀行制限法の廃止(1819年)にもとづき、1821年にイングランド銀行の平価での兌換が再開されると、地方のプライベート・バンクの数は減少した(1821年に521)。

しかし、その後それはふたたび増加に転じ、1825年恐慌が起きたときには依然として544を数えた[Pressnell, 7, 11; Scammell (2000a), 206]。このように、18世紀後半の趨勢を受けて、18世紀末から19世紀初めにかけて、地方ではプライベート・バンクがさらに群生したのである。

経営基盤が脆弱なプライベート・バンクが激増する傾向に対しては、早くからそれを警戒する声が上がっていた。すでに1797年に金融混乱が生じたときに、マーチャント・バンカーのフランシス・ベアリングは地方のプライベート・バンクが預金に利子を付けていたことを、つぎのように批判している。「ロンドンの銀行は顧客にけっして利子を認めることをせず、突然の引き出し要求や銀行での取り付けに応じることができるよう、預金の一部を留保している。地方のバンカーはそれとはかなり異なる状態にある。というのも、彼は預金に利子を付けており、そのためにわずかな額でさえ寝かせておく余裕がないからである」。このことが1797年にフランス軍の侵入や地金の大規模な流出とともに、貨幣市場に大きな混乱をもたらした原因であると、ベアリングは論じた。彼はまた、このような混乱の原因を根本的に除去するために、地方銀行による銀行券の発行を禁止する法律を制定すべきであると主張した[Francis Baring, 184, 186]²⁾。

1809～1810年の恐慌は次のような経過をたどった。まず、1809年の中頃にブームが頂点に達した。サマセットの有才プライベート・バンクであるスタッキー銀行(S. & G. Stuckey & Co)のシニア・パートナーで、ウォルター・バジョットの祖父にあたるヴィンセント・スタッキー(Vincent Stuckey)は、1810年の調査委員会で、イングランド銀行券がある地域から回収されても、「その空白は地方銀行券によってただちに埋められてしまうのが常である」と証言した[Clapham, 28: 邦訳, 31-32]。この発言は、イングランド銀行が地方銀行を十分に統制することができていなかったために、それがイングランド銀行の信用引締の効果を減殺していたことを裏付けるものである。さらに、その後の経過を見ると、1809年の第4四半期頃から地方銀行の発券高が急減し、倒産が増え始め、それからおよそ1年間にわたって、イングランド銀行が手形割引の拡大を通じて、銀行券をかつてない規模で増発した。このことは、イングランド銀行がこのときの危機を誘発したというよりも、それに歯

止めをかけようとしたことを示すものである[Clapham, 21-22: 邦訳, 24-25]。

ただし、ヴィンセント・スタッキーは1819年の議会での証言で、地方銀行券の価値がその発行量に応じて上下していることを認めはしたが³、それは一般にイングランド銀行に追随した結果であると語っている。これは、先の証言とは逆に、地方のプライベート・バンクが基本的にはイングランド銀行に追随するかたちで発券高の拡大と収縮を行っていたことを示すものである[Secret Committee on the Resumption of Cash Payment, in: Cottrell and Anderson, 215, 220]。もしそうであるとすると、当時の地方のプライベート・バンクによる銀行券の発行はかならずしもイングランド銀行のそれに比して著しく堅実さに欠けていたとみなすことはできなくなる。そして、地方のプライベート・バンクの多くが危機に直面して倒産したという事態は、かならずしもこれらの銀行の拙劣な経営にのみ帰せられることではなかったということになる。

1821年に正貨兌換が再開されると、反動的に信用の収縮が起きることを懸念して、イングランド銀行は1822年6月からバンク・レート引き下げなどの通貨供給の拡大政策をとった。ところが³、その3年後にイギリスで激しい恐慌が起きたことから、とくに1824～25年の銀行券の増発に対して、イングランド銀行を批判する声が上がった[Morgan, 78-79]。しかし、イングランド銀行総裁のジョン・リチャーズ(John B. Richards)はのちに、この時期に同行の貸付がかなり増えたことはたしかであるが³、同行が通常の状態のとき以上に利益を追求したわけではなかったと、バンク・チャーター委員会で証言している。また、副総裁のホースリー・パーマー(Horsley Palmer)は、政府証券の利率が引き下げられたことが市場の熱狂を引き起こしたと指摘した。ところが³、地方のプライベート・バンカーのスタッキーはここでも、イングランド銀行券の発行が過剰であり、地方のプライベート・バンカーも必然的にその流れに加わったと述べている[Minutes of Evidence Taken Before the Committee on the Bank of England Charter in 1831-1832: in: Altorfer, 176, 179, 182]。このような見解の相違はあったにせよ、1825年恐慌の一因が地方のプライベート・バンカーによる小額銀行券の過剰発行と準備金不足にあったことは、それ自体としては否定できない。122の地方の発券銀行に限ったデータであるが³、それらの銀行の発券高は1822年の1,078万ポンドから1825年の1,248万ポンド

ドに増大している[Morgan, 79]。1825年に37, 翌年に22の発券銀行が倒産し、非発券銀行を含めると、この間の地方銀行の倒産数は80にのぼった[Clapham, 102: 邦訳, 110; Ball & Sunderland, 344]。

この結果を受けて、1826年、こんどはフランシス・ベアリングの息子のアレグザンダーが、ブームのさなかにあった地方のプライベート・バンカーが「農民、製造業者、その他の顧客をほとんど破滅に追いやるようなやり方」で資金をかき集めていたことを厳しく批判した[Powell, 125]。同年、ロバート・ジェンキンスン首相(リヴァプール卿)も次のように語っている。「どんな小商人でも、チーズ商人でも、肉屋でも、くつ屋でも、地方銀行を開こうと思えば開くことができるであろう。しかし、何とか事業を安全に運営するだけの資金をもった人びとが集まっただけでは、それで事業が安全にやっていけるというものでもない」。これはその後よく引き合いに出されることになる発言である[Sayers, 5: 邦訳, 7]。たしかに、ベアリングやリヴァプール卿が指摘するように、急増の一途にあった地方のプライベート・バンカーのなかには、「全くの局地的な経験とおよそ不十分な準備金しかもたない」零細なバンカーや「銀行業の原則について何の知識もない、なりあがりの商店主にすぎなかった」人物が少なくなかった[King, 37: 邦訳, 43]。卸売業、小売業、製造業、鉱業、さらには徴税請負人など、地方のプライベート・バンカーの出自はさまざまであった。彼らの多くは銀行経営の経験に乏しく、ときに「金融常識に反した行動」をとることもあり、「銀行は不安定だという多分に誇張された悪評を産む結果になった」[Cameron, 26: 邦訳, 35]。

しかし、先に引き合いに出したリヴァプール卿の発言は、地方のプライベート・バンカーをことさらに非難することによって、資本力に優れた株式銀行をイングランドとウェールズに導入する政策を正当化する一つの修辞であったことに留意しなければならない。彼らに対する評価は「多分に誇張された」ものとして、割り引く必要がある。1834年に株式銀行のロンドン・アンド・ウェストミンスター銀行が設立されたときにジェネラル・マネージャーに就任したジェームズ・ギルバート(James Gilbart)は銀行実務に精通した人物であったが、1827年に次のように論じている。「もし地方銀行が投機を引き起こしたのであれば、どのようにすれば地方銀行がない地域でも投機が

起きるのかということをおわたしは問いたい。もし銀行券の発行が投機の原因であるというのであれば、リヴァプールのバンカーが銀行券を発行していないにもかかわらず、リヴァプールがイングランドでもっとも投機的な場所になっているのはいかなるわけであるのかを、わたしは問いたい。また、1825年恐慌が地方銀行の手によってもたらされたのだというのであれば、王国に地方銀行が一つもなかった1720年に今回と類似の投機を引き起こしたのは何であつたのかということをおわたしは問いたい」[Gilbart, 139-140]。

1827年の『銀行新報』(*Circular to Bankers*)の創刊号では、地方のプライベート・バンカーの資産を全部合わせると、6千万ポンドを下回ることはないであろうと推計されている。このことは確たる根拠とはなるわけではないものの、彼らの多くが資産家であつたことをうかがわせる[Pressnell, 235-236]。また、彼らのなかには、市長・その他の役職・議会議員など、地方自治体の公職に就く者も少なからずいた。1826年には、下院議員を務める地方のプライベート・バンカーの数が19にのぼつた[Pressnell, 240]。ノッティンガムのスミス銀行のパートナーであつたジョージ・スミスは1747年に同地の貴族の令嬢と結婚し、1758年には男爵の称号を受けている[Leighton-Boyce, 20]。これらのことから、地方のプライベート・バンカーのなかには多くの名望家が含まれていたことも間違いない。当時の地方のプライベート・バンカーの多くがしっかりとした資産と豊富なビジネス経験に裏打ちされていたというのは、セイヤーズの弁である[Sayers, 5 : 邦訳, 7]。

1765年に創立されたパーミンガムのテイラー／ロイズ³⁾(Taylor & Lloyds)は、そうしたプライベート・バンカーの代表的な例である。同行のパートナーのジェームズ・テイラー(James Taylor)は、1825年の恐慌後にパーミンガムで開かれた銀行家の集会で議長を務めたときに、次のような決議文を採択した。「イングランドとウェールズ地方のバンカーたちに対して、異常な、そしてまったく不合理な批判が加えられてきた。これによって生ずる有害な結果から、自分たちをいっそう効果的に保護する手段を講ずるのが得策である」[Sayers, 173 : 邦訳, 230]。ロイズは製鉄業から身を起こした一族である。1770年には、同族のプライベート・バンクであるロイド／テイラー／ハンベリー／ボウマン銀行(Lloyd, Taylor, Hanbury & Bowman)がロンドンのエー

ジェント業務を担当する銀行として設立されている[山本, 170]⁴⁾。地方のプライベート・バンカーのなかにはテイラー／ロイズの他にも、手堅い実業家が数多くいたことは間違いない。ロンド・キャメロンは、産業革命期における地方のプライベート・バンカーの役割を高く評価する金融史家である。「典型的な地方銀行は主として貸手(預金者)と借手とを結ぶ仲介者であったのではなくて、微弱ではあるにせよ、新しい貨幣の流れを押し出すところのいわば“信用のエンジン”であった」[Cameron, 54: 邦訳, 63-64]⁵⁾。

ここまで見てきたように、18世紀末から19世紀初めにかけて、地方のプライベート・バンカーのなかにはときに急ごしらえの事業者が数多く混じり込んだことなどもあって、しばしば彼らはその経営手腕を総じて低く評価され、非難的となった。しかし、彼らの中核部分を占めていたのは地方の名望家であり、資産家であった。彼らは比較的堅実に銀行を経営していたといつてよい。いずれにせよ、これから述べるように、そのような地方のプライベート・バンカーと密接に連携していたロンドンのプライベート・バンカーは、地方の同業者以上の高い信頼と社会的地位を得ていた。そのため、一連の恐慌に際して、ロンドンのプライベート・バンカーを蔑視したり、非難したりする声が増えることはほとんどなかった。

ロンドンのプライベート・バンクは地方のプライベート・バンクと同様に、18世紀末から急増した。その結果、1810年のロンドンのプライベート・バンクの数は83行に達した[Joslin, 58] (同年の地方のプライベート・バンクの数は783行: 既述)。1825年恐慌のときには、ロンドンの貨幣市場を媒介として危機が増幅した。1825年12月から翌年3月の間に倒産した銀行は、地方で52、ロンドンで12を数えた[Neal, 208-209]。総数に占める比率としては、ロンドンが地方を上回っている。さらに、このときに倒産したロンドンのプライベート・バンクのなかには、ポール／ソーントン(Pole, Thornton & Co)、ウィリアムズ／バージェス(Williams, Burgess & Co)といった大手も交じっていた[Scammell (2000b), 213]。しかし、プライベート・バンクの経営を間近に観察していた同時代のトマス・ジョプリンの評価によると、すべてのビジネスが全般的によく管理されている「ロンドンでは、銀行業の収益性が地方よりも高い。なぜなら、銀行業はおもに古くからの商館(houses)で営まれており、生

涯をその館で送り、またその商館を管理するアクティブ・パートナーたちによって切り盛りされているからである。彼らは自らの商いと経験、そして自らの才覚によって、わが身の地位を高めてきたのである」[Wither, 23-24]。

ただし、ロンドンのプライベート・バンカーが高い評価を受けていたのは、とりもなおさずこの国の経済において首都ロンドンが重要な役割を演じており、そのため地方からロンドンに富が流入していたからであり[Cottrell and Anderson, 156-157]、突き詰めればそれ以上のものではない。このことは第一に、銀行の規模、収益性、経営の安定性の違いとなって表れた。キャメロン⁶⁾の推計では、1825年における地方のプライベート・バンクの平均資本金が1万ポンド程度であったのに対して、ロンドンのプライベート・バンクの平均資本金はその3倍程度であった⁶⁾。

第二に、ロンドンのプライベート・バンカーに伝統と威信という無形の資本をもたらしたのも、この都市の古くからの経済的重要性であった。もとより彼らの出自はさまざまであったが、そのなかにはバーネット／ホアー(Barnett, Hoare & Co)、ウィリス／パーシヴァル(Willis, Percival & Co)、クーツ(Coutts & Co)、ハンキーズ(Hankeys & Co)、ホアーズ(Hoares & Co)など、17世紀中頃から末のゴールドスミス(金匠)に系譜をさかのぼるものも少なくなかった。さらに、チャイルド(Child & Co)やマーティンズ(Martins & Co)になると、16世紀中頃の金匠を源流とする(マーティンズはグreshamによって創業された金匠を遡源とする)。したがって、おおよそのところ、ロンドンのバンカーの起源は地方の同業者のそれ(18世紀中頃)を1世紀ほどさかのぼる。彼らは18世紀初めまでには、しだいに本来の金匠から預金銀行業者への転換をはたしながら、後述するように、貴族やジェントリを顧客とし、あるいは東インド会社などのシティの商人たちとの取引を拡大していったのである。バンカーがロンドンで営業するということは、誰もが認める高い信頼を得ているということを意味した[Scammell(2000b), 206]⁷⁾。

第三に、ロンドンでは地方のすぐれた実業家を引きつけた。たとえば、ノッティンガムのサミュエル・スミス銀行(Samuel Smith & Co)(ロンドンでは、ジョン・ペインとの合併でスミス／ペイン／スミズ銀行(Smith, Payne & Smiths)を結成した)やマンチェスターのジョーンズ／ロイド(Jones, Loyd &

Co)など、地方で創業し、18世紀中頃にロンドンに拠点を移していったプライベート・バンカーが数多くいた。地方を出身地とするこれらのプライベート・バンクの母体の多くは商業にあり、そこから銀行業(預金、預金振替、銀行券の発行、為替手形割引、後述する地方銀行のエージェント業務など)を分岐させながら、ロンドンに拠点を移して、バンカーとして発展をとげた[Kynaston, 14]。先に見た1770年設立のロイド／テイラー／ハンベリー／ボウマン銀行は、バーミンガムのロイズ家からロンドンに分岐したものであり、同種の起源といえる。サミュエル・スミス銀行の場合、同地の大地主所有者が重要な顧客であったにもかかわらず、彼らの多くが主要な勘定をロンドンのプライベート・バンク(チャイルズ、ホアーズ、クーツなど)に設定していたことが、ロンドンへの進出を企てた大きな動機となった[Leighton-Boyce, 36]。

ただし、名だたるプライベート・バンカーであっても、「成り上がり者」として、市中の人びとの揶揄を誘うことがあった。たとえば、ノッティンガムのサミュエル・スミス銀行はロンドンのスミス／ペイン／スミズにとって、故地の母体ともいうべき銀行であり、枝分かれしたスミス／ペイン／スミズとはその後も密接な関係を維持しつづけた[Orbell and Turton, 481]。そのサミュエル・スミス銀行のシニア・パートナーで、スミス／ペイン／スミズのパートナーでもあったロバート・スミスが1796年に爵位を授与され、初代カーリントン男爵(Baron Carrington)となったときに、次のような戯れ歌が世間に広まった。「ビリー・ピット[ウィリアム・ピット首相]がそいつを貴族にした。そして、そいつが耳にかけていたペンを取り上げたとき」[Kynaston, 22]。カーリントン卿(ロバート・スミス)はピット首相の財政顧問を務め、その父であるアベル・スミス2世(Abel Smith II)も1774年に下院議員を務めるなど、スミズ家はすでにノッティンガムの名家の一つであった。しかし、当時はまだバンカーが貴族の位を授かることがまれであったために、土地貴族でもないロバートへの叙爵に国王ジョージ3世を初めとして懸念の声が上がっていたことも事実である[Easton, 6]。

第四に、ロンドンのプライベート・バンカーは、1694年の創立当初からロンドンの銀行のなかでも特別の権限を有していたイングランド銀行と連携関係にあった。当初は発券業務などで、両者はたがいに競合していた。たとえ

ば、スペイン継承戦争のさなかの1707年にジャコバイトの反乱が起き、それが恐慌を引き起こしたときに、チャイルド銀行は競合相手のイングランド銀行を窮地に陥れるために、その銀行券の受け取りを拒絶したことがある[Andréadès, 120:邦訳, 142]。しかし、しだいに両者の関係は連携に転じていった。銀行券の発行業務で、イングランド銀行はかなり早くから優位に立ったと考えられる。1720年のイングランド銀行券の発行高はおそ248万ポンドであったが、同年のホアーズの発行高は約1万ポンドにすぎなかった。また、1731年のマーティンズの発行高は約1万9千ポンドであった。当時は全部で二十数行であったと推定されるプライベート・バンクの発券総額は不明であるが、それらが束になってもイングランド銀行券にかなわなかったことは明らかである[Joslin, 55-56]。その結果、18世紀の後半には、ロンドンのプライベート・バンカーは実質的に発券を中止し、それはイングランド銀行の独占するところとなった。プライベート・バンカーは手形割引に際しては、より信用力の高いイングランド銀行券を流通させるようになった[Bisschop, 121, 157]。ロンドンのバンカーの大多数が割引勘定をイングランド銀行に開設したのは1797年のことであった。ただし、かなり前からすでにイングランド銀行に振出勘定をもっていたプライベート・バンクも多かったようである[Clapham, 120:邦訳, 129]。いずれにせよ、1797年の措置によって、ロンドンのプライベート・バンカーはイングランド銀行での手形再割引を認められることとなった[Cameron, 22:邦訳, 30-31]。

第五に、18世紀後半から19世紀初めにかけて、ロンドンのプライベート・バンクが国内手形取引の結節点となるシステムが整備された。結節点というのは、ロンドンの手形市場において、ロンドンのプライベート・バンクがイングランド各地の地方銀行(プライベート・バンク、後述するように1820年代末からは株式銀行も加わる)のエージェントとなることによって、資金の余剰状態にある農村地域から資金の不足状態にある工業地域に資金を振り向けるようになったことを意味する。取引を仲介し、仲介手数料を得たのが手形ブローカーである。1802年、ロンドンの主要12行はあわせて205の地方銀行とコルレス契約を結んでいた[Ball and Sunderland, 340]。ロンドンのプライベート・バンク全体としては、1813年に660の地方銀行とコルレス契約を結んでい

た[Cameron, 24: 邦訳, 33]。地方の事業に精通し、手形の識別に長けた者でなければ、手形ブローカーの事業を手がけることはできなかった。そのため、十分な資本と信用をもつ老舗のロンドンのバンカーでも、自らそれに乗り出すことはなかった[鈴木, 11]。

そもそも、地方の顧客のさまざまなニーズ(ロンドンへの資金の預託、それを用いての証券への投資、そこから上がる利子や配当の振り込み、納税など)に応じて、ロンドンの提携先のプライベート・バンカーに資金を送ることが、地方のプライベート・バンカーの起源の一つであった。そして、これらの業務を含めたロンドンのエージェントとの直接的なつながりが、その後も地方のプライベート・バンカーの主要な機能の一つでありつづけたのである[Pressnell, 45, 79]。地方で創業し、18世紀中頃にロンドンに拠点を移していったプライベート・バンカーについては上述したが、そうしたバンカーの一つであるスミス／ペイン／スミズやロバート／カーティス(Robarts, Curtis & Co.)などは、地方の顧客にロンドンの公債投資を分売する業務を営むことによって、地方の資金をロンドンに向ける役割を果たしていた[玉置, 141]⁸⁾。

ロンドンのプライベート・バンカーは、ウエスト・エンドのバンカーとシティのバンカーに大きく区別される。前者はおもに貴族やジェントリを顧客とするバンカーであり、顧客の地代を全国からロンドンに集めたり、顧客の求めに応じて彼らの預金引出を行ったりした。また、彼らは、このような顧客の株式投資や配当金を管理し、土地や債券を担保とする顧客への貸付業務にも従事した。富裕な貴族やジェントリは不意の預金引出を要求することもなく、ウエスト・エンドのバンカーは比較的少ない準備金を用意しておけばよかった。顧客を確保し、その関係を維持していくには、顧客との個人的な親交、家族のつながり、政治的あるいは宗教的な関係などが重要な役割を果たした。それに対して、シティのバンカーのおもな顧客は同じ地区の商人たちや地方のコルレス先の銀行であった。彼らは顧客へのローンや顧客が取引している手形の割引を主要な収入源としていた [Joslin, 60-63]。個別のコルレス契約はさまざまな理由によって結ばれたが、地方の新しい銀行がその設立準備に取りかかっている間に、同業者から特定のシティのバンカーを推薦されるということもあった。このような情報はロンドンのプライベート・バ

ンカーの名声を地方に広めていく作用をはたした[Black, 78]。

地方のプライベート・バンクの増加とロンドンのプライベート・バンクのエージェント業務の増大にともない、ロンドンでの手形交換を集中的に行うことによって、決済用の現金を節約することを目的とするロンドン手形交換所(クリアリング・ハウス)が1773年に創設された。しかし、この手形交換所の会員になることができたのはシティのバンカーだけであり、1777年の加盟31行はすべてシティのバンカーであった。1797年にロンドンのプライベート・バンクがイングランド銀行に割引勘定を開設し、イングランド銀行での手形の再割引を認められたことについては上述したが、その便宜をおもに享受したのもシティのバンカーであった。

このことと関連して指摘しておく、同年(1777年)に地方のプライベート・バンクのエージェント業務を行っていなかったロンドンのバンカーは17行(全体の4分の1たらず)であったが、ウエスト・エンドのバンカーの大半がこのグループに属していた。それとは対照的に、シティのバンカーの大半はエージェント業務を行っており、その契約先である地方銀行の数も、同じ業務を行っているウエスト・エンドのバンカーよりも多かった[Joslin, 67-68]。しかし、ウエスト・エンドのバンカーに勘定を持つことはジェントルマンとしてのステイタス(gentility)を示すものであり、地方のプライベート・バンカーのなかには、シティとウエスト・エンドの両方に勘定を持つものも、わずかながらいた。ウエスト・エンドのバンカーが商業手形の取引に力を入れるようになったのは、1840年以降のことである[Pressnell, 82, 84]。このように、ウエスト・エンドとシティのバンカーには業務の特徴に一定の違いが認められるが、この論文では、とくに明示的に区別することのないかぎり、両者を「ロンドン・シティのバンカー」と総称する。

II. プライベート・バンカーと草創期の株式銀行(1820～40年代)

1825年の恐慌後、政府はプライベート・バンカーよりも安定した経営基盤を有する銀行が必要であるとの認識から、1826年に銀行に関する法律を改正した。地方に株式銀行の開設を認可することがその骨子であり、それはイン

グランド銀行が株式銀行の形態を独占する状態を打ち破ることを意味した。実は、すでに1822年に政府はロンドンから65マイル以遠の地域に発券の権限をもつ株式銀行を設立することを提案していたが、イングランド銀行理事会はそれに反対していた。政府提案の実現は1825年の激しい恐慌を経なければならなかった。この恐慌の後、イングランド銀行と地方のプライベート・バンクはともに、政府や専門家から投機的な割引を拡大していたとみなされ、厳しい批判にさらされたのである〔Thomas, 49, 58-63〕。第1節で見た地方のプライベート・バンカーへの激しい中傷にも似た非難は、その一端である(第1節ではイングランド銀行に対する批判にも触れておいた)。地方のプライベート・バンカーは1825年恐慌の打撃から立ち直っておらず、法改正に強硬に反対することはできなかった。イングランド銀行もまた、今回の対応しいでは、1833年に予定されている同行の特許状の更新に反対するという政府の脅しによって沈黙させられた〔Cameron, 28-29: 邦訳, 39〕。1697年の法律以来、6名以上の出資者をもつ株式銀行はイングランド銀行に限定されていたが、1826年の銀行法の成立をもって、ついにその独占的立場が打ち破られることとなった。

1826年の銀行法では、ロンドンから65マイル以遠の地域に発券の権限を有する株式銀行が認められた。ただし、株式銀行は依然として無限責任のままであるとされ、株主は法的には無限責任を有する大勢のパートナーというべき存在とされた。地方の株式銀行はプライベート・バンクと同じく商業銀行の部類に属した。商業銀行のおもな資金獲得手段は預金であり、そのおもな資金供給手段は短期資金に区分される手形割引と中・長期資金に区分される融資(当座貸越とローン)であった。株式銀行のこれらの基本的なサービスはプライベート・バンカーと全面的に重なった。要するに、地方のプライベート・バンカーにとって、株式銀行は競合相手として登場したのである。

1827年に4行、1828年に9行、1829年に7行の株式銀行が発足した。さらに、1833年に下院に提出された報告書によると、同年6月には、35行の株式銀行が124の地点に展開し、あわせて7,348人のパートナー(株主)がいた。株式銀行のほとんどはイングランド北部か東部の諸郡に立地していた〔Clapham, 112, 121: 邦訳, 121, 130; Gregory (1936a), 22-23〕。こうした情勢の変化のな

かで、地方のプライベート・バンクのなかには、みずから株式銀行に転換するものもあった。その最初のケースがスタッキーズ・バンキング(Stuckey's Banking Co)であった。株式銀行が比較的少なかった西部で、サマセットとグロチェスターに本拠地をもつプライベート・バンクのスタッキー銀行は1829年に株式銀行に改組した[Gregory (1936b), 90, 148]。株式銀行の将来性に目を付けた地方のプライベート・バンクの株式銀行への転換は、その後も続いた。このように、株式銀行の設立には、最初から株式銀行として発足するパターンと、プライベート・バンクが株式銀行に改組するパターンの2つがあった。

地方の株式銀行のなかには、地元の一般民衆が株主であると同時に顧客であるような銀行をめざしたものが少なくなかった。ただし、民衆といっても、その内実は商工業者などの中産階級に限られていた。そのような自由主義的な雰囲気 را帯びた株式銀行は、イングランド銀行の周辺に集まるロンドンのプライベート・バンカーや手形ブローカーの「貴族的なサークル」からも、また地元の地主階級からも自立した金融勢力となることを理念としていた。たとえば、マンチェスターに1834年に設立されたノーザン・アンド・セントラル・バンク(Northern & Central Bank)は「富裕なレディ」による株式取得の申し出には応じないことを決めた。また、リヴァプールに1836年に設立されたノース・アンド・サウス・ウェールズ・バンク(North & South Wales Bank)は、地主が保有する株式の割合を2%にとどめる方針を立てた。実際にその割合は5%にとどまった[Alborn, 87-88, 92, 104, 107]。しかし、地方の株式銀行の多くが当初抱いていたこのような独立の気概と民主的な理念も、営業力を拡充するために地主を株主として迎えざるをえなくなると、しだいに後退していった。結局、株式銀行はその地方の名士(ジェントリ)に額面価値の高い株式を割り当てるようになった。地方の名士は資金の拡充だけではなく、株式銀行の地位に重みを付け、その信頼を高めてくれる存在であった[Thomas, 99]。このように、地方の株式銀行が伝統的・名望家的な旧来のバンカーとは異なる銀行、すなわち中産階級である商工業者を基盤とする新しいタイプの銀行として成長することは容易ではなかった。

さて、上述したように、地方のプライベート・バンカーは株式銀行との競争に直面することとなったのであるが、それだけではなく、地域によっては、

彼らはイングランド銀行の進出にも対応しなけりななかつた。というのも、1826年の銀行法で11の地方支店の開設を認められたことをきっかけとして、イングランド銀行が自行銀行券の全国的な流通拡大に力を入れ始めたからである。イングランド銀行券を全国的にあまねく浸透させるには、地方支店の開設という政策だけでは十分ではなかつたが、ともかくもイングランド銀行はこの機会を活かそうとした⁹⁾。

イングランド銀行は自行の銀行券を全国に効果的に広く流通させることをねらって、非発券銀行に限って、当時4%であつたバンク・レートをも1ポイント下回る3%で割引の便宜を与える措置をとつた[藤田, 150]。その一方で、イングランド銀行は発券業務を行う地方の株式銀行とプライベート・バンクによって裏書きされた手形の割引に一定の制限を課すことを試みた[Thomas, 304]。地方銀行のなかには、イングランド銀行券のこのような措置に追随するものも現れるようになった。たとえば、株式銀行のバーミンガム・バンキング(Birmingham Banking Co)は1830年に、イングランド銀行券のみを流通させるという条件で、同行バーミンガム支店への割引勘定の設置を認められた[Clapham, 114: 邦訳, 123]。のちに、ロンドン・アンド・ウェストミンスター銀行のジェームズ・ギルバートは、このような措置が発券業務を行う株式銀行への敵意に由来するものであつたと論断している(1837年の議会委員会証言)[Cottrell and Anderson, 286; Thomas, 307]¹⁰⁾。

イングランド銀行支店の拡張政策に直面した地方のプライベート・バンカーは、それに激しく反発する態度を示し、1826年12月にロンドン・タヴァーンに結集し、次のような政府宛の決議文を発表した。地方銀行は「同等の条件で設立されるライバル組織[株式銀行]に対しては、まだしも不平を表明することはしない。しかしながら、独占的な権限と排他的な特権をもつ大会社[イングランド銀行]と競争することを求められるのであれば、われわれはそれには不満の意を示すものである」[Clapham, 113: 邦訳, 122; Powell, 334]。1828年5月にも、彼らはバンク・チャーターの更新(1833年)の際にはイングランド銀行に発券の独占権が付与されないこと、現在のところイングランド銀行支店の進出によって同行と地方銀行との公正な競争が脅かされているが、そのような状況を是正し、競争は完全に公正になされるべきであることを政府

に確認しようとした[Gregory (1964), viii]¹¹⁾。

その後、焦点となったのはロンドンに発券の権限をもつ株式銀行の開設を認めるかどうかという問題であった。1832年のバンク・チャーター委員会では、この案件をめぐる、イングランド銀行の総裁や理事、ロンドンのプライベート・バンカー、地方のプライベート・バンカー、それに地方の株式銀行の関係者が数々の陳述を行った。彼らの大半はロンドンに発券株式銀行を設立することに反対の見解を示した[Thomas, 111]。ここでは、ロンドンのプライベート・バンカー、ジョージ・カー・グリン(George Carr Glyn)とサミュエル・ジョーンズ・ロイド(オーヴァーストーン卿)(Samuel Jones Loyd : Lord Overstone)の見解を取り上げるにとどめる。総じて、彼らは競争の増大を懸念する後ろ向きの意見を述べるにとどまっていたように思われる。まず、彼らは発券株式銀行の参入にともなう発券銀行間の競争がロンドンの通貨量の増減の不安定化をもたらすことを心配した[Thomas, 116-117]。さらに、彼らは発券の権限をもたない株式銀行がロンドンに設立されることにも反対した。それは、株式銀行の参入によってプライベート・バンクの預金量が減少することは間違いないと見込まれていたからである。ロイドは「家族的な伝統、あるいはそれに似た感情」にもとづいて、バンカー個人の裁量で自由な取引をするプライベート・バンクが株式銀行の参入によって後退することがあってはならないと、反対の立場を正当化した[Thomas, 120-121]。また、グリンは、ロンドンのプライベート・バンクが単一の発券銀行であるイングランド銀行と密接な関係を築き上げてきたこと、この関係を背景にして、彼らがイングランド銀行に設けている勘定が「金庫に銀行券を保管している」かのように安全であることを強調した[Fulford, 112-113]。グリンとロイドの主張は後にも取り上げる。

結局、1833年の法律で、ロンドンに発券の権限を持たない株式銀行を設立することが認められた。ただし、1826年の法律と同じく、株式銀行の有限責任はいまだに認められず、それらは無限責任を負った銀行として設立されなければならなかった。その後、株式銀行の数は地方とロンドンをあわせて、全国的に順調に増えていった。それらは1833年中頃で35行を数えたが、1836年には102行に急増している[Palmer, 10]。発券の権限を認められなかったに

せよ、資本の集積を武器とする株式銀行のロンドンでの台頭が、ロンドンのプライベート・バンカーにとって厭うべきものとなり、脅威となっていくことは間違いなかった。振り返れば、ロンドンのプライベート・バンカーはイングランド銀行との競争にいち早くさらされる立場にあった。第I節で述べたように、それは18世紀のことであった。その結果、彼らは独自の発券業務を止め、イングランド銀行に振出勘定と割引勘定を設置するとともに、イングランド銀行券を流通させるなど、イングランド銀行との分業関係を構築するという対応をとった。こうして、彼らは18世紀後半以来、イングランド銀行との連携を保ちながら、イギリス経済の中心地で経営を行ってきた。したがって、発券銀行であれ非発券銀行であれ、株式銀行が参入することは、ロンドンのプライベート・バンカーにとって、彼らとイングランド銀行との関係に亀裂をもたらす危険な要因となりかねなかった。

ロンドンの株式預金銀行として最初に発足したのは、1834年のロンドン・アンド・ウェストミンスター銀行(London & Westminster Bank)であった。同行はその設立にあたって、ロンドンのプライベート・バンカーの猛烈な反発に直面した。ロンドン・アンド・ウェストミンスター銀行は、設立後すぐにロンドン手形交換所(クリアリング・ハウス)への加盟を申し込んだ。しかし、ロンドン手形交換所はロンドンに本店を構えるプライベート・バンカー間の便宜をはかる場であるという理由から、このときの申し込みは退けられた。この交換所は1773年の設立以来、ロンドンのプライベート・バンカーにとって「不可侵の特権」であった[Alborn, 126]。ロンドン・アンド・ウェストミンスター銀行につづいて、1836年にロンドン・ジョイント・ストック銀行(London Joint Stock Bank)、1839年にユニオン・バンク・オブ・ロンドン(Union Bank of London)、ロンドン・アンド・カウンティ・バンキング(London & County Banking Co)が相次いで設立された。そこで、ロンドン・アンド・ウェストミンスター銀行のジェネラル・マネージャーであったジェームズ・ギルバートは、1840年に第二のクリアリング・ハウスをつくることを構想し、ロンドンの同業者に協力を呼びかけたが、それに応じた銀行はなかった[Gregory (1936a), 170, 173]。

ロンドン・アンド・ウェストミンスター銀行は設立前、その準備事務所を

シティのウィンチェスター通りに構えた。しかし、設立準備委員会の面々は周囲から「ウィンチェスターのこそ泥」呼ばわりされた。そこで、彼らはシティで5万ポンドの払込資本を調達することは困難であると悲観し、銀行ビジネスとは無関係の個人的なコネクションを活用しようとした。だが、これは一種の迷走であった。すなわち、1832年に11名で発足した同行の設立委員会に、新たに発起書を作成する過程で13名が招き入れられた。元々のメンバーにはバロネット(准男爵)が2名含まれていただけであったが、追加されたメンバーのなかには侯爵1名、伯爵子息(Lord)1名、バロネット1名、下院議員4名が名を連ねた[Gregory (1936a), 72, 79]。設立委員会が自らに「箔」を付けて、ロンドン以外の投資家にアピールしようとしたことは明らかである。

しかし、この工夫に対するジャーナリズムの評価は芳しくなかった。1833年8月21日の『タイムズ』はこれらのメンバーを評して、次のように論じた。「社会的地位と財産を有する者たちではあるが、シティの資本家連中が信頼を置きたがるような者たちではない。シティが信頼を置きたがるのは、そうした事業を興すのに必要な知識を有している人たちである。ビジネスの大いなる才能を持った経済界の大人物の連合体(the union of great economy with a great talent for business)によってしか、そうした事業を成功させることはできないのである」。また、10月の『銀行新報』(*Circular to Bankers*)は一般論として、株式銀行をつぎのように酷評した。「これらの新銀行を創設するために集いあったジェントルマンたちに関する情報は、きわめて表面的で、いい加減である。それら[発起書や告知書]は、銀行業務の経験がまったくないにもかかわらず、地位の高い者たちの名前をこれ見よがしに並べ立てることによって、また巨額の資本金を告知することによって、[株式銀行設立という]事業の成功には、それらの人物と資本がぜひとも必要だと主張しているかのようである。しかし、それはワイン商人が自分の建てた店舗の大きさや道路に立てた案内標識の豪華さから、自分の儲けを計算するのと同程度の合理性しか持つてはいないのである」[Gregory (1936a), 80-82]。

設立委員会はこれらの批判に耳を傾けながら、取締役会に移行するために、シティと関係の深い資力と信頼とを兼ね備えた人物を探すことに力を入れた。その結果、12名の取締役からなる取締役会が1834年2月に正式に発足した。

設立委員会に名を連ねていた侯爵と伯爵子息はともに取締役とはならなかった。貴族の爵位・称号をもつ者はいなくなり、下院議員も1人だけという構成となった。このように、ロンドン・アンド・ウェストミンスター銀行が取締役会を商工業界に精通した実力者によって構成する方針をとったことで、『銀行新報』の評価が一変した。すなわち、10月に同誌は、「ロンドン・アンド・ウェストミンスター銀行の取締役は思慮深く、判断能力に優れ、シティのプライベート・バンカーによるビジネスの主要部分を形成している性格とは幾分異なる性格のビジネスを手中に入れようとねらっているように、わたしたちには感じられる」と好意的に論評したのである[Gregory (1936a), 103, 110, 111-112]。

しかし、こうして始動した取締役会はロンドン・アンド・ウェストミンスター銀行の業績をただちに向上させるほど有能ではなかった。1838年に同行の取締役会は、シティでの貸付が思うように伸びていない理由の説明をジェネラル・マネージャーのジェームズ・ギルバートに尋ねた。ギルバートは、シティの既存の銀行から顧客を奪い取ることができずにいること、また同行の取締役と主要な株主がその職業の関係から、シティに大きな影響力を持っていないことを指摘した。彼は、取締役と株主がプライベート・バンクに口座を開いたままにしていることもマイナスの要因であると説明した。10年後も状況はそれほど改善されていなかったと思われる。ギルバートはいらだちを隠さない文面で、取締役と株主がシティの商人たちと強いコネクションで結ばれておらず、口座数の増大にもほとんど貢献していないことをふたたび指摘した。そして、彼は当時業績が好調であったロンドン・ジョイント・ストック銀行を引き合いに出して、取締役の交替すら提案したのである[Gregory (1936a), 254-259]。

このように、草創期のロンドンの株式銀行のなかには、プライベート・バンカーのような社会的な威信や箔をつける工夫を凝らそうとするものもあった。しかし、それはそもそも株式銀行に求められていたものではなかった。ロンドンの株式銀行は伝統的なプライベート・バンクとは異なる新しいタイプの銀行業をめざすことが期待されていたにもかかわらず、取締役はそうした自己像を明確に確立することができずにいたのである。なお、ギルバート

は、銀行を威信や名声ではなく、科学的な原理のもとに経営すべきであると主張するなど、プライベート・バンカーとは異質の新しい銀行経営の理念を早くから提唱していた一人であった。彼は一介の銀行員であったときに、この自説を盛り込んだ論文をしたためたことで注目され、1834年設立の同行のジェネラル・マネージャーに抜擢されたのであった[Emden, 68-69]。

発足当初のこのような株式銀行に比べて、ロンドンのプライベート・バンカーは相変わらず意気軒昂であった。その一人であるジョージ・カー・グリーンは1835年に、株式銀行を次のように批判した。「日々確信するのは、プライベート・バンキングのほうがこのシティのビジネスにとくに必要とされるものをサービスするのに適合的であり、したがって新しい事業体[株式銀行]が伸長することはないと考える者の見解なのです」(リヴァプールのコルレス先に宛てた書簡)。グリーンはその数年前にも、同じコルレス先に、「ロンドンのビジネスの優れた技(arts)を仕込まれた者[プライベート・バンク]ではなく、利益を増やすことを考えてビジネスにたずさわろうとする連中[株式銀行]」こそが大きなリスクを抱えていることを指摘していた[Kynaston, 87]¹²⁾。上述した1832年のバンク・チャーター委員会でのロイドやグリーの証言にも見られたことであるが、ロンドンのプライベート・バンカーはしばしば自らの堅実な経営を株式銀行の不安定な経営に対比させた。

イングランド銀行は当初、ロンドンのプライベート・バンカーとの関係に配慮し、彼らが取り扱う手形の割引を優遇するために、しばしばロンドンの株式銀行の割引勘定と振出勘定を設けることを拒み、ロンドンの株式銀行の名前が裏書きされた手形やそれらの銀行宛の手形を(その信用度の如何にかかわらず)割引かないという措置をとった[Crick and Wadsworth, 20; Cottrell and Anderson, 244]。

しかし、このようなロンドンのプライベート・バンカーの地位もしだいに安泰ではなくなっていた。その第一の要因は、ロンドンに株式銀行の設立が認められて以降、ロンドンのエージェント業務をめぐる競争が激化したことである[Sayers, 112; 邦訳, 149]。地方のプライベート・バンクと株式銀行は、ロンドン・アンド・ウェストミンスター銀行などのロンドンの株式銀行に勘定を開設するようになった[Alborn, 99, 100, 102]。第二の要因は、1840年

代初めまでに、イングランド銀行券のみを流通させることで同行と合意した地方のプライベート・バンクや株式銀行が多く現れるようになったことである。それらは1844年には43行にのぼった。こうして、イングランド銀行はいまや「ロンドンの銀行」から「イングランドの銀行」になろうとしていた[Clapham, 133, 141: 邦訳, 145, 154]。これら二つの要因から、ロンドンのプライベート・バンカーはエージェント業務の担い手としても、またイングランド銀行券の流通の担い手としても、その特権的な立場を喪失せざるを得なくなっていくた。

ロンドンのプライベート・バンカーの側にも、株式銀行が進出してくる以前から、すでに自立の兆しが見え始めていた。すなわち、1825年恐慌以降から、ロンドンのプライベート・バンカーはイングランド銀行への過度の依存を控えるようになった。1825年恐慌では、彼らは地方の顧客の強い求めに応じて、イングランド銀行に大量の手形の再割引を要請せざるを得なかった。この緊急事態は、自らの生殺与奪がイングランド銀行に完全に握られていることを、彼らに実感させた。この経験から、ロンドンのプライベート・バンカーは準備金を以前よりも増やし、それをイングランド銀行に預託するとともに、割引手形を精選することによって、それらをイングランド銀行で再割引することなく、最後まで保有することに努めるようになった。ロンドンのプライベート・バンカーはこれらの対策を講じるとともに、下の(2)でも論じるように、さらに1830年代以降、預金量を増大させていった株式銀行とともに、手形割引だけではなく、コール市場における資金運用を拡大させていった[Scammell (2000b), 214, 219]。

以上見てきたような経過をたどって地方とロンドンでしだいに数を増やしていった株式銀行であるが、それらがイギリスの銀行システムのなかで順調に安定的な地位を得ることができたかという点、かならずしもそうではなかった。すでに見てきたように、それらは伝統的なプライベート・バンクとは異なる新しいタイプの銀行としての像を明確に提示するにはいたっていなかった。さらに、その地位が不安定なままであったことを、(1)株式銀行とイングランド銀行との関係、(2)株式銀行による投機の誘発の2点にわたって、明らかにしておこう。

(1) 株式銀行とイングランド銀行との関係

イングランド銀行がしだいに中央銀行としての自覚をもつようになり、平常時に他の銀行と手形の割引で競争するのは望ましいことではないと認識するようになっていったことは事実である。それは他行との競争がイングランド銀行券の過剰発行をもたらすことが懸念されたからである[Gregory (1964), xiv-xv ; 峰本, 143]。実際、1832年のバンク・チャーター委員会で、イングランド銀行総裁のホースリー・パーマーは、特別の場合をのぞいては、同行の主要な機能が、為替相場の状況をにらみながら、保有する金と兌換可能な範囲で債務(銀行券と預金)の量を調整することに限られなければならないと説明している[*Select Statutes*, 14-15]。しかし、中央銀行としての道のりは平坦ではなかった。たとえば、1836年4月からポンドの為替相場が下落していったことなどが原因となって、12月までイングランド銀行から金が海外に流出しつづける事態となった[Palmer, 19]。上述したように、イングランド銀行は為替相場の状況と保有する金の量に応じて銀行券の量を調節する仕組みをはたらかせるべきであると考えようになっていた。そこで、この考えにもとづいて、このときに同行はバンク・レートを高めに操作し、イングランド銀行券の流通量を減少させる方針をとった。ところが、パーマーの言い分によると、地方の株式銀行などの他の発券銀行が無分別に通貨供給を拡大しつづけたために、金の流出を食い止めなければならないイングランド銀行に対してさらに大きな圧力がかかり、バンク・レートを5%にまで引き上げる措置をとらなければならなかった[Palmer, 34, 37]。

1837年にホースリー・パーマーは、株式銀行システムがイングランドとウェールズに導入されたことそのものに反省を迫った。「株式銀行の活動を促し、褒めそやした人たちは、このシステムが強固なものかどうかを疑いはじめた」[Palmer, 37-38]。イングランド銀行の政策の効果を相殺する株式銀行の増殖と競争を前にして、「1825年当時の政府によって固められた株式銀行の導入賛成論を促したと思われることがらが何であったのかに触れておくのは、それなりの価値があるであろう」。1825年恐慌が銀行システムの健全化を重要な課題にのぼらせたことは間違いない。しかし、「6人以下のパートナーしかいない銀行が無制限に銀行券を発行する特権を持っているのだから、…た

んに紙幣を刷り増すことから得られる利益をねらって国のいたるところにそのような銀行機関[株式銀行]が増殖していったとしても、それは不思議なことではない」[Palmer, 43, 45]。パーマーの批判の矛先は、非発券の株式銀行にも向けられた。十分な銀行組織がすでに存在しているイングランドに株式銀行を設立したこと自体が、「しっかりした判断力に基づいていたとはいえない」ことであった[Palmer, 47]。結局、株式銀行システムは「現状の通り、非常に危険なもののように感じられるので、イングランド銀行が問題となっている株式銀行の一群と末永く共存できるかどうかは疑問である」[Palmer, 50]¹³⁾。

以上は、イングランド銀行が中央銀行になりきることができないことについて株式銀行に対していらだちをぶつけたことを示す例であるが、次はイングランド銀行が自ら中央銀行の立場に身を置こうとしなかったことを示す事例である。

1844年のピール銀行法の成立によって、地方においても、新しく設立される株式銀行の発券権が認められなくなった。こうして、発券銀行としてのイングランド銀行の権限はさらに高まったのであるが、資金供給量を中立的に管理することはむしろより難しくなったと思われる。たしかに、同法のもことで、イングランド銀行の発券部と銀行部が分離され、発券部によって発行されるイングランド銀行券と金との兌換性を保障する体制がとられた。しかし、それによって、他の民間銀行と同様の行動をとることが法的に追認されることとなった銀行部が、手形割引市場で他の銀行に対して競争的な利率をしかけて、シェアを伸ばそうとするようになるなど(ピール銀行法導入前は、市場の利率は2%であり、法律が施行されると、バンク・レートはただちに4%から2.5%に下落した)、イングランド銀行は他の銀行に対してそれまでよりもむしろ攻勢を強めることとなった[Hawtrey, 20]。

パーマーの時代につづいて、この頃のイングランド銀行もあくまで「中央銀行のようなもの」にとどまっていた。ここで重要なことは、イングランド銀行がたんなる民間銀行であったということにあるのではなく、そうした立場にあったために、株式銀行との共存を困難に感じていたことにある。

(2) 株式銀行による投機の誘発

草創期の株式銀行の経営の問題点を調査したイギリス下院の株式銀行委員会が1836年に作成した報告書は、株式銀行に対してかなり厳しい評価を下している。そこでは、払込資本が著しく不十分な段階で、銀行が営業を開始していること、株主へのバランス・シートの開示が義務づけられていないこと、利益の確定や債務の処理あるいは留保しておくべき準備金・保証金などにかんする規制がないことなど、株式銀行の経営にかんする規則が十分でなく、それが経営を不安定化していることが指摘されている[報告の詳細はThomas, 218-269]。

草創期に設立された株式銀行の取締役となろうとした者たちのなかには、銀行業の知識をほとんどもっていないような連中や一般の株主の安全に何らの配慮も働かせないような連中もいた。彼らが自分自身、友人、特定の株主に対して、担保なしに当座貸越を認めたり、不用意に他の株式会社に出資したりすると、経営はさらに劣悪化した。このような事情から、多くの場合、株式銀行の取締役や経営者というにはプライベート・バンカーに比べると、著しく見劣りした存在であった。プライベート・バンカーの大半は社会的地位がしっかりした人物であり、しかも彼らはビジネスに熟達していた。彼らに比べると、株式銀行の経営者と株主は雑多な出自の集まりであり、取引の訓練を受けた者たちではなかった[Thomas, 205-206]。

ところで、1810～30年代、手形ブローカーのなかから、たんなる手形の仲買にとどまらず、自らの責任で手形を割り引く手形ディーラー(割引商会)が登場した。手形ディーラーの登場はコール市場(銀行と手形ディーラーとを結ぶ短期資金市場)の拡大を促すこととなった。すなわち、手形ブローカーがプライベート・バンクと株式銀行から預託された余剰資金を手形割引市場で運用するだけでなく、プライベート・バンクと株式銀行が余剰資金をコール市場で手形ディーラーに貸し付け、手形ディーラーがそれを手形割引市場で運用するシステムが発展したのである[King, 47-49; 邦訳, 56-59]。1830年にイングランド銀行が大手の手形ディーラーに対して割引金勘定の開設を認めたことによって、コール市場は強化された[Fletcher, 7, 10]。1850年代末には、手形ディーラー(割引商会)は株式会社の形態をとるようになった。そして、そ

れにともなうて、手形割引をめぐる競争は激化した[鈴木, 71]。

このような手形割引市場の発展は、イングランド銀行と預金銀行(プライベート・バンク、株式銀行)との関係をも変えていった。それまでは、預金銀行はイングランド銀行に割引金勘定を設け、その手形をイングランド銀行で再割引することにしていた。それはイングランド銀行の便宜に対する預金銀行の直接の依存であった。ロンドンのプライベート・バンクにつづいて、1830～40年代には地方の預金銀行(プライベート・バンクと株式銀行)とロンドンの株式銀行の間にも、そのような依存体制が固められようとしていた。しかし、それとほぼ踵を接するように、割引商会を中心とするコール市場が発展したことによって、預金銀行はイングランド銀行への依存から脱却し、コール市場への資金の運用を増やすようになったのである[鈴木, 221]。

手形割引市場やコール市場への資金供給者のなかでも、とりわけ株式銀行は預金に利子を付けることで、運用資金を増やし、その多くを手形ブローカーや手形ディーラー(割引商会)に対する貸付として運用するようになった(それだけではなく資金は証券投資にも運用された)。それによって、彼らは巨額の収入を得ていた[Bagehot, 256-257: 邦訳, 238-239]。しかし、他方で、株式銀行は預金量を増やすために利子率を高めに設定する傾向にあったので、比較的大きな利払い負担も抱えていた。そのため、手形割引市場、コール市場、証券市場での資金運用の利ざやそのものは小さかった。むしろこれらの短期資本市場の発達のために、「利子を支払わねばならない莫大な預金を抱えた株式銀行は、以前にもまして資金の運用に苦慮した」[鈴木, 49]。

このようにして、株式銀行がこれらの市場に過剰な資金を供給することによって、投機を誘発するという問題が不可避免的に発生した[Thomas, 560]。多くの株式銀行が払込資本をごくわずかな額に留めたまま、その6倍から8倍にのぼる額の割引に手を染めていた。また、株式銀行のなかには信用度の低い融通手形の割引を拡大するものもあった。株式銀行は、当時無限責任を有していたがゆえに慎重な経営を求められていたにもかかわらず、割引に依存する傾向が少なかったプライベート・バンクに比べて、はるかに多額の信用を手形市場・コール市場・証券市場に供与していた[Thomas, 309-311]。そうした状況と比較すると、プライベート・バンカーはそもそも預金への利払い

には慎重な態度をとり続けていた。たとえば、老舗のクーツ銀行を例にとると、預金への利払いが開始されたのはようやく1850年代のことであり、それも当初は大口預金をもつ特別な顧客に限られていた[Healey, 294]。

以上、(1)株式銀行とイングランド銀行との関係、(2)株式銀行による投機の誘発の二点にわたって、草創期の株式銀行がイギリスのバンキング・システムを不安定化する存在とみなされていたことを明らかにした。イングランド銀行は株式銀行の導入がイギリスにとって必要であったかどうかという根本のところでは依然として懐疑的であった。たしかに、イングランド銀行と部分的に競合する立場にあったのはプライベート・バンクも同様であった。しかし、イングランド銀行にとって取り扱いに苦慮する存在となっていたのは、成長の途上にあった株式銀行であった。(2)では、株式銀行とプライベート・バンカーとの対比がより鮮明となった。1846年から1860年までに新たに創設された株式銀行はわずか1行にとどまった。その背景には、新設の発券株式銀行を認めないピール銀行法の成立があった。しかし、株式銀行設立の勢いが一時的に止まった理由は、(2)で論じたように、草創期に見られた株式銀行制度の悪用や未成熟の要素が同制度に対する誤解と偏見を一般社会や議会にもたらしたことに求められる[Dun, 181]。プライベート・バンカーの安定した経営と社会的な信頼と比較すると、株式銀行においては、どのような経営者が³、何をめざそうとする銀行であるのかということが依然としてはつきりとはしていなかった。株式銀行の立場を不安定にするこのようないくつかの要素は、次の1880年代に始まる株式銀行の発展期においても払拭されることはなかった。このことについては、後述する。

註

- 1) そのため、この節でこれから見ていくように、銀行券の発行で利益を上げようとするプライベート・バンクの量産に対して、一部の論者が批判を強めることとなった。しかし、これもこれから見ていくように、地方銀行の数が増大し、銀行券が増発される傾向にあったことはたしかであるが⁴、慢性的な通貨不足という状況に対応しようとした地方のバンカーの質はかならずしも低かったわけではない。
- 2) しかし、1797年にイングランド銀行が正貨兌換の停止措置をとり、「発券額の不当な

制限」に踏み込んだことが³、ギニー金貨に対する要求を著しく高め、そのために地方のプライベート・バンクの銀行券が信用を失ったという見解もある[Andréadès, 195-196: 邦訳, 230]。

- 3) プライベート・バンクの名称は、パートナー(プライベート・バンカー)の名前を列挙する形式をとることがもっとも多い。しかし、彼らの名前をテ일러「・」ロイズのように列挙すると、名「・」姓と混同されやすい。そこで、この論文では、この形式をとるプライベート・バンクの名称を、パートナーの名前を「/」でつなげて表記することとする。
- 4) 周知のように、テ일러／ロイズ銀行は1825年恐慌から40年後の1865年に株式銀行に改組し(ロイズ・バンキング:Lloyds Banking Co)、周囲のプライベート・バンクを合併・買収しながら、しだいにイングランドとウェールズの有数の大株式銀行として成長していった。
- 5) フランシス・ベアリングが預金に利子を付けていた地方のプライベート・バンカーを批判した5年後、地金主義者のヘンリー・ソーントン(Henry Thornton)が⁴、兌換停止のもとで銀行券を増発したイングランド銀行と地方銀行を批判する側の理論家であったにもかかわらず、利子を支払うことによって中流や下層の人びとの預金を引きつけ、病気のときや老齢になって必要となる貯蓄の形成を促そうとしている地方のプライベート・バンクの経営手法には賛意を示している[Pressnell, 249]。
- 6) ただし、いずれも過小に評価されているおそれがあると、キャメロンは注意を促している[Cameron, 33: 邦訳, 79]。
- 7) ロンドンのプライベート・バンカーは地方の同業者に劣らず、多くの名士を輩出している。たとえば、18世紀初めにサムエル・チャイルドやジェームズ・マーティンは下院議員を務めた[Price, 27, 96]。ヴィア／グリン／ハリファックス(Vere, Glyn and Hallifax)は1753年に創設された銀行であるが、1750～80年代に、パートナーのリチャード・グリン(Richard Glyn)とトマス・ハリファックス(Thomas Hallifax)はともにロンドン市長官(Sheriff)、市長、下院議員を歴任している[Fulford, 4, 16-19, 27, 49, 57]。
- 8) ロンドンのプライベート・バンクのなかには地方のプライベート・バンクとの間に個人的なつながりをもっているものが少なくなかった。1813年のおよそ80行のロンドンのプライベート・バンクのうち、28行が地方のプライベート・バンクのパートナーとしての経験をもつパートナーを抱えていた。また、その反対に、少なくとも39行の地方のプライベート・バンクがロンドンに通常居住するパートナーを有していた[Pressnell, 115-116]。
- 9) 1832年のヴィンセント・スタッキーの証言によると、地方のなかにはイングランド銀行券よりも地方銀行券が選好されるところもあった[Thomas, 45]。
- 10) ランカシャーでも、同様の措置がとられ、地方銀行券の流通高を抑制する効果をもたらした[Ashton, 34]。

- 11) こうした逆境のなかでも、1833年時点で依然として400を超える地方のプライベート・バンクが銀行券を発行していた[Ball and Sunderland, 338]。地方のバンカーにとって、銀行券の発行の放棄はたんなる手形ブローカーの地位に身を落とすに等しいことと考えられていた[Morgan, 12]。
- 12) グリンは1830～40年代に国内の鉄道会社の会長を務めたり、1837年に設立されたユニオン・バンク・オブ・オーストラリア(Union Bank of Australia)の発起人株主を務めたりするなど、国内の株式会社やイギリス系の海外銀行(株式銀行)の設立にもっとも熱心なプライベート・バンカーの一人であった。このことから、彼は株式会社の一般的な将来性を確実に見抜いていたはずである[Fulford, 123; Chapman, 134: 邦訳, 255; Jones, 17]。しかし、このバンカーも、国内で同業(商業銀行)のライバルが株式銀行としてのし上がっていくことを、かならずしも歓迎してはいなかったのである。
- 13) 金井雄一によると、「この時点でもイングランド銀行の内部には、同行は単なる一銀行として運営されればよいとする意見が存在していたのである。単なる一銀行であるという主張は、あからさまに言えばイングランド銀行も収益を追求したいということであり、同行が株主のための銀行でなくなることへの反発である」[金井, 53]。

参考文献

- Alborn, T. L., *Conceiving Companies: Joint-Stock Politics in Victorian England*, Routledge, 1998.
- Altorfer, S., *History of Financial Disasters, 1763-1995, Volume 1*, Pickering and Chatto, 2006.
- Andréadès, A., *History of the Bank of England, 1640-1913*, Frank Cass, 1966. (邦訳: A・アン
ドレアデス(町田義一郎・吉田啓一訳)『イングランド銀行史』日本評論社, 1971年.)
- Ashton, T. S., “The Bill of Exchange and Private Banks in Lancashire, 1790-1830”, *Economic History Review*, 15(1), 1945.
- Ball, M. & D. Sunderland, *An Economic History of London, 1890-1914*, Routledge, 2001.
- Bagehot, W., *Lombard Street: A Description of the Money Market*, New and Revised Edition, Kegan Paul, Trench, Trubner & Co. Ltd., 1908. (邦訳: W・バジョット(宇野弘蔵訳)『ロンバード街——ロンドンの金融市場』岩波書店, 1941年.)
- Baring, Francis, Bart., *Observations on the Establishment of the Bank of England and on the Paper Circulation of the Country* (First Published in 1797). Reprinted in: Collins, M., ed., *Central Banking in History, Vol. I*, Elgar, 1993, pp. 181-193.
- Best, M. H. & J. Humphries, “The City and Industrial Decline”, in: Elbaum, B. & W. Lazonick, eds., *The Decline of the British Economy*, Clarendon, 1986.
- Bisschop, W. R., *The Rise of the London Money Market, 1640-1826*, Frank Cass, 1968 (First Dutch Edition in 1896. First English Edition in 1910).
- Black, I. S., “The London Agency System in English Banking, 1780-1825”, in: Michie, R. C.,

- ed., *The Development of London as a Financial Centre, Volume 1: 1700-1850*, Tauris, 2000.
- Cameron, R., *Banking in the Early Stages of Industrialization*, Oxford University Press, 1967. (邦訳：R・キャメロン(正田健一郎訳)『産業革命と銀行業』日本評論社, 1973年.)
- Chapman, S., *The Rise of Merchant Banking*, Unwin Hyman, 1984. (邦訳：S・チャップマン(布目真生, 荻原登訳)『マーチャント・バンキングの興隆』有斐閣, 1987年.)
- Clapham, Sir J., *The Bank of England: A History, Volume Two, 1797-1914*, Cambridge University Press, 1970 (First printed in 1944). (邦訳：J・クラパム(英国金融史研究会訳)『イングランド銀行——その歴史II』ダイヤモンド社, 1970年.)
- Cottrell, P. L. and B. L. Anderson, *Money and Banking in England: The Development of the Banking System, 1694-1914*, David & Charles, 1974.
- Crick, W. F., and J. E. Wadsworth, *A Hundred Years of Joint Stock Banking*, Hodder & Stoughton, 1936.
- Crouzet, F., “Capital Formation in Great Britain During the Industrial Revolution”, in: Crouzet, F., ed., *Capital Formation in the Industrial Revolution*, Methuen & Co., 1972.
- Dun, J., “The Banking Institutions, Bullion Reserves and Non-legal Tender Note Circulation of the United Kingdom Statistically Investigated”, *Journal of Statistical Society*, 39, 1876, pp. 1-189. Rep. in: Ross, D. M., ed., *History of Banking II: 1844-1959, Vol. IV: Banking Statistics*, Pickering & Chatto, 1998.
- Easton, H. T., *The History of a Banking House: Smith, Payne and Smiths*, Nabu Press, 2011.
- Emden, P. H., *Money Powers of Europe in the Nineteenth and Twentieth Centuries*, Sampson Low, Marston and Co., 1938.
- Fletcher, G. A., *The Discount Houses in London: Principles, Operations and Change*, Macmillan, 1976.
- Fulford, R., *Glyn's, 1753-1953: Six Generations in Lombard Street*, Macmillan, 1953.
- Gilbart, J. W., *History, Principles and Practice of Banking, Sections X and XI* (Editions Revised and Introduced by E. Sykes, 1907). Rep. in: Ross, D. M., ed., *History of Banking II: 1844-1959, Volume III: Bank Failures, Commercial Distress and Limited Liability*, Pickering & Chatto, 1998, pp. 133-172.
- Gregory, T., E., *The Westminster Bank: Through a Century, Volume 1*, Oxford University Press, 1936 a.
- Gregory, T., E., *The Westminster Bank: Through a Century, Volume 2*, Oxford University Press, 1936 b.
- Gregory, T. E., “Introduction”, in: *Select Statutes, Documents & Reports Relating to British Banking, 1832-1928, Volume 1: 1832-1844. Selected and with an Introduction by T. E. Gregory*, Frank Cass, 1964 (First Published by Oxford University Press in 1929).
- Hawtrey, R. G., *A Century of Bank Rate*, Augustus M. Kelley, 1965 (First Published by Green & Co. Ltd. in 1938).

- Healey, E., *Coutts & Co, 1692-1992: The Portrait of a Private Bank*, Hodder & Stoughton, 1992.
- Jones, G., *British Multinational Banking, 1830-1990*, Clarendon Press, 1993.
- Joslin, D. M., "London Private Bankers, 1720-1785", in: Michie, R. C., ed., *The Development of London as a Financial Centre, Volume 1: 1700-1850*, Tauris, 2000 (First Printed in *Economic History Review*, 2nd ser., 8, 1955).
- King, W. T. C., *History of the London Discount Market*, Frank Cass, 1972 (First Edition in 1936). (邦訳: W・T・C・キング(藤沢正也訳)『ロンドン割引市場史』日本経済評論社, 1978年.)
- Kynaston, D., *The City of London, Volume I: A World of Its Own, 1815-1890*, Pimlico, 1995.
- Leighton-Boyce, J. A. S. L., *Smiths the Bankers, 1658-1958*, National Provincial Bank Ltd., 1958.
- Morgan, E. V., *The Theory and Practice of Central Banking, 1797-1913*, Augustus M. Kelley, 1965 (First Published in 1943).
- Neal, L., "The Financial Crisis of 1825 and the Restructuring of the British Financial System", *Federal Reserve Bank of St. Louis Review*, 80, 1998, in: Altorfer, S., ed., *History of Financial Disasters, 1763-1995, Volume 1*, Pickering and Chatto, 2006, pp. 196-220.
- Nevin, E., and E. W. Davis, *The London Clearing Banks*, Elec Books, 1970.
- Orbell, J. and A. Turton, *British Banking: A Guide to Historical Records*, Ashgate, 2001.
- Palmer, J. H., *Causes and Consequences of the Pressure upon the Money-Market with a Statement of the Action of the Bank of England from 1st October, 1833 to the 27th December, 1836*, Pelham Richardson, 1837.
- Powell, E. T., *The Evolution of the Money Market 1385-1915: An Historical and Analytical Study of the Rise and Development of Finance as a Centralized, Co-ordinated Force*, Frank Cass, 1966 (The First Edition in 1915).
- Pressnell, L. S., *Country Banking in the Industrial Revolution*, Clarendon, 1956.
- Price, F. G. H., *A Handbook of London Bankers with Some Accounts of Their Predecessors, the Early Goldsmiths*, Burt Franklin, 1970 (The First Printed in 1876).
- Sayers, R. S., *The Bank of England, 1891-1944, Vol. 1*, Cambridge University Press, 1976. (邦訳: R・S・セイヤーズ(西川元彦監訳・日本銀行金融史研究会訳)『イングランド銀行1891～1944年』(上) 東洋経済新報社, 1979年.)
- Scammell, W. M., "The Early Nineteenth Century", in: Michie, R. C., ed., *The Development of London as a Financial Centre, Volume 1: 1700-1850*, Tauris, 2000a.
- Scammell, W. M., "The London Discount Market: The Later 19th Century", in: Michie, R. C., ed., *The Development of London as a Financial Centre, Vol. 2: 1850-1914*, Tauris, 2000b.
- Select Statutes, Documents & Reports Relating to British Banking, 1832-1928, Volume 1: 1832-1844, Selected and with an Introduction by T. E. Gregory*, Frank Cass, 1964 (First published by Oxford University Press, 1929).

- Thomas, S. E., *The Rise and Growth of Joint Stock Banking*, Sir Isaac Pitman S Sons, 1934.
- Wither, H., *National Provincial Bank, 1833 to 1933*, Waterlow and Sons Limited, 1933.
- 藤田幸雄『中央銀行の形成 —— イングランド銀行の史的展開』多賀出版, 1987年.
- 金井雄一『イングランド銀行金融政策の形成』名古屋大学出版会, 1989年.
- 峰本暁子『イギリス金融史論』世界書院, 1978年.
- 鈴木俊夫『金融恐慌とイギリス銀行業 —— ガーニィ商会の経営破綻』日本経済評論社, 1998年.
- 玉置紀夫「マーチャント・バンカーの発生過程 —— マーチャント・バンカー研究(1)」『三田商学研究』13(1), 1970年.
- 山本通『近代英国実業家たちの世界 —— 資本主義とクエイカー派』同文館, 1994年.